要 目 次

主

3992号 第 1

地方自治法に基づく指定納付受託者の指定 示

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

土地改良区役員の退任

土地改良区役員の退任及び就任(二件)

土地改良区役員の退任 土地改良区役員の退任及び就任(二件)

特定調達公告

土地改良区役員の退任及び就任

告

落札者等の公告 (四件)

示

千葉県告示第五百八十一号

定する入学検査料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定によ 使用料及び手数料条例 令和六年十一月十九日 (昭和三十一年千葉県条例第六号)別表第一県立学校の項に規

千葉県知事 熊 谷 俊

式会社 三菱総 研 D C S 株 称 東京都品川 所在地 Ш 住 뭉 四丁目一二番二 所又は事 区東品 務所 0 令和七年三月三十一日 納付事務の委託を受け 令和六年十月一日から ることができる期間 兀 令 指 日 和六年九月 定をした日 人

(火曜日)

19 日

告

公

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

<u> 令和6年11</u> 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、 大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十一月十九日から令和七年三月十九日まで縦覧に供する。

例

定

なお、

すべき事項について意見を有する者は、令和六年十一月十九日から令和七年三月十九日ま

当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮

年

11

月

19 日

令

和

6

千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十一月十九日

千葉県知事

熊

谷

俊

人

届出の概

1

大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D船橋藤原店

大規模小売店舗を設置する者の氏名等 船橋市藤原四丁目二七四番一〇

四四

件

2

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地口

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀨泰三

四 四 三

三 三

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

兀

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀨泰三

変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

代表取締役

瀧屋幸彦

6

変更年月日 株式会社クリエイトエス・ディー

7

届出年月日

令和五年九月一日

令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、 大規模

その届出は、令和六年十一月十九日から令和七年三月十九日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮

千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

すべき事項について意見を有する者は、令和六年十一月十九日から令和七年三月十九日ま

令和六年十一月十九日

で、

葉県知事 谷

			<u>第</u>	1 3	9 9) 2· で、	す			小	千				<u>葉</u> 三		<u> </u>	Ę	<u> </u>			報				令和	<u>a 6</u>	年]	11 F	19	9 日	(·)	/曜	日)
2 大規模小売店補を受置する皆り氏名等 八千代市八千代台南一丁目二〇四番一ほか	イトS・D八千代台南店	小売店舗の名称及び所	届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年十一月十九日	、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	べき事項について意見を有する者は、令和六年十一月十九日から令和七年三月十九日ま	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年十一月十九日から令和七年三月十九日まで縦覧に供する。	売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び東金市経済環境部商工観光課	縦覧場所	令和五年十二月二十一日	届出年月日	令和五年九月一日	7 変更年月日	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦	6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三	5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦	4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三	3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	東金市家徳字南下六一番ほか	クリエイトS・D東金家徳店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	届出の概要
4 変更後の大規模小売店舗の名称 (仮称)クリエイトS・D君津中富店	3 変更前の大規模小売店舗の名称	川県横浜市青葉区荏田	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	君津市中富字伽蘭九七九番ほか	クリエイトS・D君津中富店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年十一月十九日	で、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	すべき事項について意見を有する者は、令和六年十一月十九日から令和七年三月十九日ま	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年十一月十九日から令和七年三月十九日まで縦覧に供する。	小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市経済環境部商工観光課	三 縦覧場所	令和五年十二月二十一日	二 届出年月日	令和五年九月一日	7 変更年月日	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦	6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三	5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦	4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三	3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦

令	和 6		11	月 1	9 =	1 (星日))			壬				<u>葉</u>			J.	1			報				舅	<u> 1</u>	3 9	9	2 듯	1 7			
千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年十一月十九日	小見川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。	二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、香取			市原市徳氏三七番地 東城 隆 男	二 就任理事	市原市徳氏三五番地關行行。一個關行行行,可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以	一 退任理事	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年十一月十九日	加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。	良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、市原	土地改良区役員の退任及び就任		千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済環境部経済振興課	三 縦覧場所	令和五年十二月二十一日	二 届出年月日	令和五年九月一日	三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	令和五年九月一日	二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	令和四年七月三十日	() 大規模小売店舗の名称	9 変更年月日	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦	8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三	7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦	6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀨泰三	5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	クリエイトS・D君津中富店
土地改良区役員の退任及び就任		』 』 一、五六○番地一	市 南房総市加茂一九九番地	四 就任監事	』 』 一、四○三番地	" " 八四七番地	""一、七九二番地	" " 一、二一二番地	南房総市加茂二二〇番地	三 就任理事	" " 四二四番地	南房総市加茂一、三一三番地	市 二 退任監事	""""""""""""""""""""""""""""""""""""""	" " 一、一一三番地	』 』 一、八○一番地一	』 二○五番地	南房総市加茂四五八番地	一 退任理事	千	令和六年十一月十九日	市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十	土地改良区役員の退任及び就任		鴨川市北小町二、〇二一番地	退任理事		令和六年十一月十九日	主基土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があ	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十	土地改良区役員の退任		香取市阿玉川七九〇番地	事
		伊藤宏美	髙橋皐月		押本明	岡本祥明	松岡潔	亀 田 友 衛	川名正博		栗原文夫	押本德治		野宮昭二	木			貞		千葉県知事 熊 谷 俊 人		1の届出があった。	-八条第十七項の規定により、南房総			松川良彦		千葉県知事 熊 谷 俊 人		った。	-八条第十七項の規定により、鴨川市			菅 谷 勝 則	

		第 1 大	3 9	9 9 :	2 =	<u> </u>		四		壬				<u>葉</u>				<u> </u>		_	報				令和	<u>1 6</u>	年]	11 5	<u>] 1</u> 9	9 日	()	<u>火曜</u> 市
3.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	令和六年十一月十九日	原台土地改良区から次のとおり役員の退任	良法(昭和二	土地改良区役員の退任		""一面九番地一七	南房総市富浦町青木八九番地	就任監事	" 富浦町丹生一三一番地	"""一、四八七番地	"富浦町深名九一二番地一	"富浦町丹生五七番地	"富浦町青木一六七番地一	"富浦町深名一、五二七番地	" 九五番地	南房総市富浦町青木七五番地	一就任理事	南房総市富浦町青木一五九番地一七	袖ケ浦市長浦駅前七丁目一三番地四	一退任監事	""三五三番地	"富浦町丹生五九番地	"""一、四六二番地	富浦町深名一、六七三番地	"富浦町青木一八二番地	"富浦町深名九五四番地一	""二二九番地	南房総市富浦町青木八九番地	退任理事		令和六年十一月十九日	富浦町八束西土地改良区か
千葉県知事 熊谷 俊人		の届出があった。)第十八条第十七項の規定により、君津市			金木一弘	髙 梨 一 男		岡 田 久 子	石 井 豊	羽山 良夫	仲村堅一	石 井 英 樹	渡辺博昭	三井幹夫	安 西 重 治		金木一弘	安 西 敏 一		能條彰	仲 村 利 明	和泉正彦	武 田 正 和	石 井 利 彦	岩 田 弘 道		髙 梨 一 男		千葉県知事 熊 谷 俊 人		ら次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
千葉県立印旛明誠高等学校長 今 野 美喜子 [掲載順序]	令和6年11月19日	次のとおり落札者等について公告する。	市 落札者等の公告			ス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 ⑤247,105,650	学校 千葉市美浜区若葉三丁目1番地6 ③令和6年10月9日 ④三井住友ファイナン	①千葉県立幕張総合高等学校普通教室空調設備賃貸借 一式 ②千葉県立幕張総合高等	⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項	氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続	所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の	①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び	[掲載順序]	千葉県立幕張総合高等学校長 岩 波 永	令和6年11月19日	次のとおり落札者等について公告する。	落札者等の公告	ある。	「この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので	た 記 近 4		"三箇一、四二八番地 石塚 武雄	袖ケ浦市横田三、六六〇番地 葉岡部 循 一	二 就任監事	"三箇一、四二八番地 石塚 武雄	袖ケ浦市横田二、二八〇番地 飯 田 俊 博	一 退任監事	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年十一月十九日	市横田土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、袖ケ浦	土地改良区役員の退任及び就任

氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 所在地 ①入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県立印旛明誠高等学校普通教室空調設備賃貸借 一式 ②千葉県立印旛明誠高等 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の

会社 市川市本北方一丁目35番5号 令和6年8月23日 学校 印西市草深1,420番地9 ③令和6年10月9日 ④第一セントラル設備株式 ⑤56,593,680円 ⑥一般競争入札 ⑦

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和6年11月19日

[掲載順序]

余 \mathbb{H}

千葉県立佐倉南高等学校長 ##

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び

③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の

0,040,000円 ⑥一般競争入札 トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号 ⑤15 葉県立佐倉南高等学校 佐倉市太田1,956番地 ③令和6年10月9日 ①千葉県立佐倉南高等学校普通教室・管理諸室・特別教室空調設備賃貸借 ⑦令和6年8月23日 ④三井住友 一式 ②千

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する,

令和6年11月19日

[掲載順序]

千葉県知事 漂 公 釵 \succ

氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び ①入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ④落札者又は随意契約の相手方の

京都港区芝公園二丁目6番3号 課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年9月27日 6年8月13日 ①千葉県警察本部庁舎ほか5施設で使用する電力 ⑤236,651,379円 一式 ②千葉県警察本部総務部会計 ④株式会社エネット 東 ⑥一般競争入札 ⑦令和

- 横路衛 本で 一彰 - 一人門 - 一人工 - 一人		第13992号		葉	県	報	令和 6 年 11 月 19 日 (火曜日))
**	購読							
一人円 発 行 者 千樂市中央区市場町一番一号 千								
発行者 千葉市中央区市場町一番一号	— 部							
発 行 者 千葉市中央区市場町一番一号								
購読申込先 「特別的」「「「「「「」」」「「」」「「」」「」」「「」」「」」「」」「「」」「」」「	一 八 円							
r								
購読申込先 構読申込先 千								
購読申込先 一者 千葉市中央区市場町一番一号 千								
r								_
葉市中央区市場町一番一号	だ 講 表 申							
千	A.							
千	-央区市場							
千	町一番一号							
〇四三 (二二章 葉 二六五 八 県	Ŧ							
二 三 三 二 六 五 八 県								
一六 五 八 県	二 葉 三) -							
	一六 五 八 県							